

## 相 談 事 例

ID：01-02-009

相談タイトル

店舗建築請負契約の解約について

Q：ご相談内容

新しく店舗を作ろうと思い契約したが、お金が無くなってしまったので解約したい。どうしたらよいか。

A：回答

締結された「契約」というものが、そのような種類の「契約」をされたのかわかりませんが、まずは契約した相手方へ解約の意思を伝えることとなります。

相談者（注文者）都合の契約の解除ですので、受注者の方から違約金（損害賠償）の請求はされるものと考えます。交渉の結果について、不服点が生じた場合は、弁護士等に法的な取扱いについて相談等を行って下さい。